

公益社団法人日本口腔インプラント学会 支部会計規程

平成22年11月11日制定

(目的)

第1条 助成金を含めた支部会計は、本規程により処理する。

(会計手続き)

第2条 支部における経理上の取り扱いは、以下の通りとする。

- (1) 会計年度開始前の1月末日までに、本部事務局へ翌年度事業計画書及び支部予算書を提出する。
- (2) 会計年度経過後4月30日までに、本部事務局へ前年度事業報告書ならびに支部会計及び支部学術大会会計の決算書、出納簿、会計年度末における残高証明書ならびに預金通帳の原本を提出する。
- (3) 請求書・領収書等の証拠書類(証憑)は、原則として本部保管とする。
- (4) 支部は毎月の証拠書類(証憑)を翌月の20日までに本部事務局に提出する。
- (5) 本部は年度当初に各支部あてに予算を配布する。

(謝礼等の処理)

第3条 講師等の謝礼の支払いに当たっては、以下の通りとする。

- (1) 支部において講演依頼する場合には、あらかじめ本部事務局に講演開催名、講演開催日、講師名、演題、講師住所、講師料を連絡する。
- (2) 講師謝礼には税金(源泉徴収)を含むものとする。なお、本部事務局で源泉徴収税を明記した領収書を作成し、支部へ送付する。
- (3) 支部は、領収書を講師に渡し、領収書に署名を受け、源泉徴収税と合わせて本部事務局へ送付する。源泉徴収税は、本部事務局で納税する。
- (4) 旅費交通費に関しては、学会旅費規程に準拠するものとする。

(補則)

第4条 この規程の改正には、理事会の議決を要する。

(附則)

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成23年10月23日に一部改正し、平成24年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成25年6月2日に一部改正し、同日から施行する。
4. この規程は、平成26年11月16日に一部改正し、平成27年3月15日から施行する。
5. この規程は、平成28年3月13日に一部改正し、同日から施行する。
6. この規程は、令和7年3月20日に一部改正し、同日から施行する。